

# 農業集落排水使用料 改定（案）説明資料

## 1. 使用料算定の基本原則

## 2. 受益者負担の原則に基づく使用者が負担すべき経費

【参考 2-1】使用者負担と考えられる経費の範囲のイメージ

## 3. 改定の考え方

【参考 2-2】使用料対象経費回収状況（令和 3 年度決算）

## 4. 使用料改定案

【参考 2-3】使用料対象経費回収状況（令和 5 年度～ 8 年度 改定率 6.8%見込）

【参考 2-4】改定案単価表

【参考 2-5】改定案改定率

【参考 2-6】一般世帯における使用料改定率一覧

【参考 2-7】農集条例別表第 3 に対する改定案前後表

令和 4 年 9 月

八代市 建設部 下水道総務課

## 1. 使用料算定の基本原則

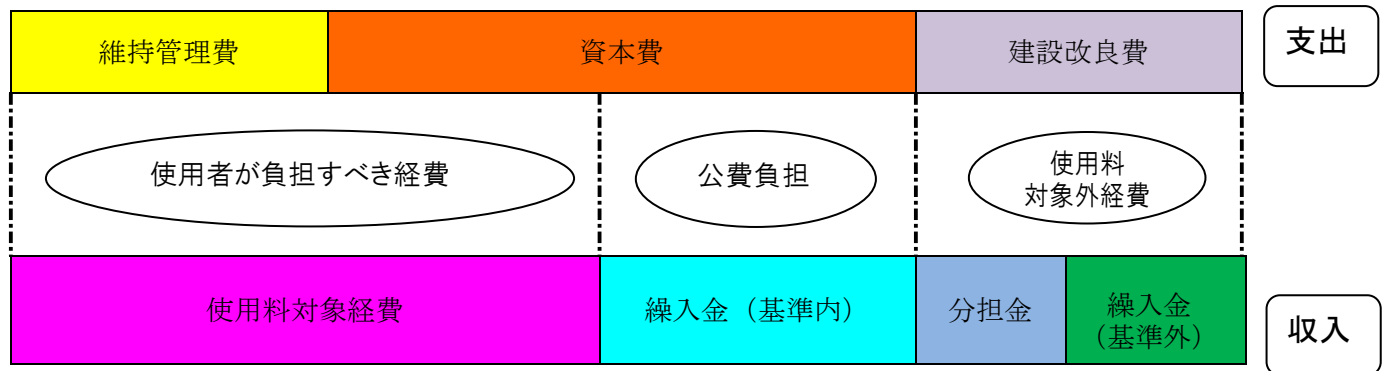
公共料金設定の基本事項としては、サービス等を受けた者が自分の利用した量に応じて、その原価に見合った額を支払う**受益者負担の原則**（一般的に公費負担分を除いた額）があります。一方、事業の経営に関しては、経営にかかる費用を自らの収入で賄い、外部から補助を受けずに経営を行う**独立採算制の原則**があげられます。このため、公共料金はサービスの提供に必要な原価を賄うだけの収入が得られるような水準（民間事業が行なう公共サービスは利益も追求）に決める仕組みとされています。

また、八代市行政改革大綱（平成 18 年 11 月策定）において、「使用料及び手数料等については、受益者負担の適正化の観点から見直しを検討する。」との方針が示されています。八代市農業集落排水処理施設事業特別会計は、これらの観点に基づき、事業経営に取り組むべきと考えます。

## 2. 受益者負担の原則に基づく使用者が負担すべき経費

使用者が負担すべき経費の範囲は、【参考 2-1】で示しているとおおり、処理場の運転管理に直接要する経費のほか管渠やマンホールポンプの維持補修等の**維持管理費**と、先行投資した農集施設や各戸を結ぶ管渠を整備するのに要した地方債、即ち借金の元金と利子の償還金のうち公費で負担すべき部分を除いた**資本費の一部**となります。

【参考 2-1】使用者負担と考えられる経費の範囲のイメージ図



### 3. 改定の考え方

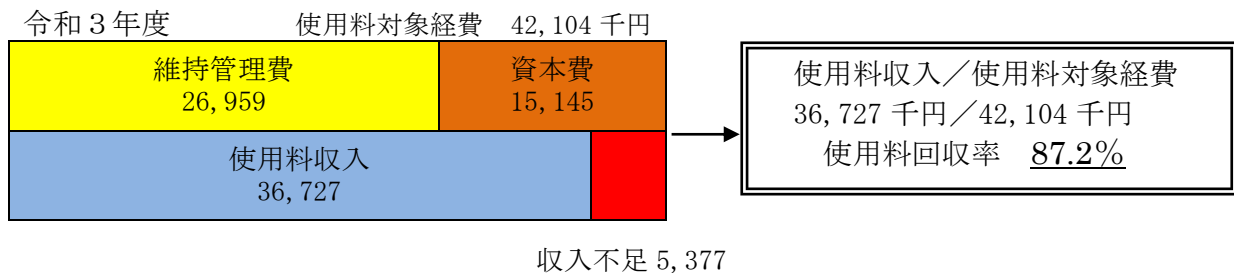
農業集落排水処理施設事業は、処理施設や管渠の整備などに多額の先行投資を要します。この先行投資は、使用料収入により賄われなければなりません。平成23年度（平均改定率37%）、平成27年度（平均改定率7.9%）の改定を行いました。平成30年の審議会で、15%の改定を行くことで、平成37年度（令和7年度）に使用料で対象経費を回収が可能との試算により、半分の7.5%の料金改定を行いました。なお、不足分については、一般会計からの繰入金により補填されています。

また、事業を取り巻く状況を見ると、処理施設の老朽化による修繕費の増加や、地域人口の減少による使用料の減収等が推察されます。

以上のことから、安定的に事業を経営するには、適正な使用料設定による対象経費の回収が必要不可欠であり、一般会計からの繰入金を削減するため、受益者負担の原則に基づき使用者が負担すべき経費は、使用料で回収できるよう改定する必要があります。

今回、令和3年度決算で検証を行い、【参考2-2】のとおり、使用料回収率は87.2%という結果でした。

#### 【参考2-2】使用料対象経費回収状況（令和3年度決算）



### 4. 使用料改定案

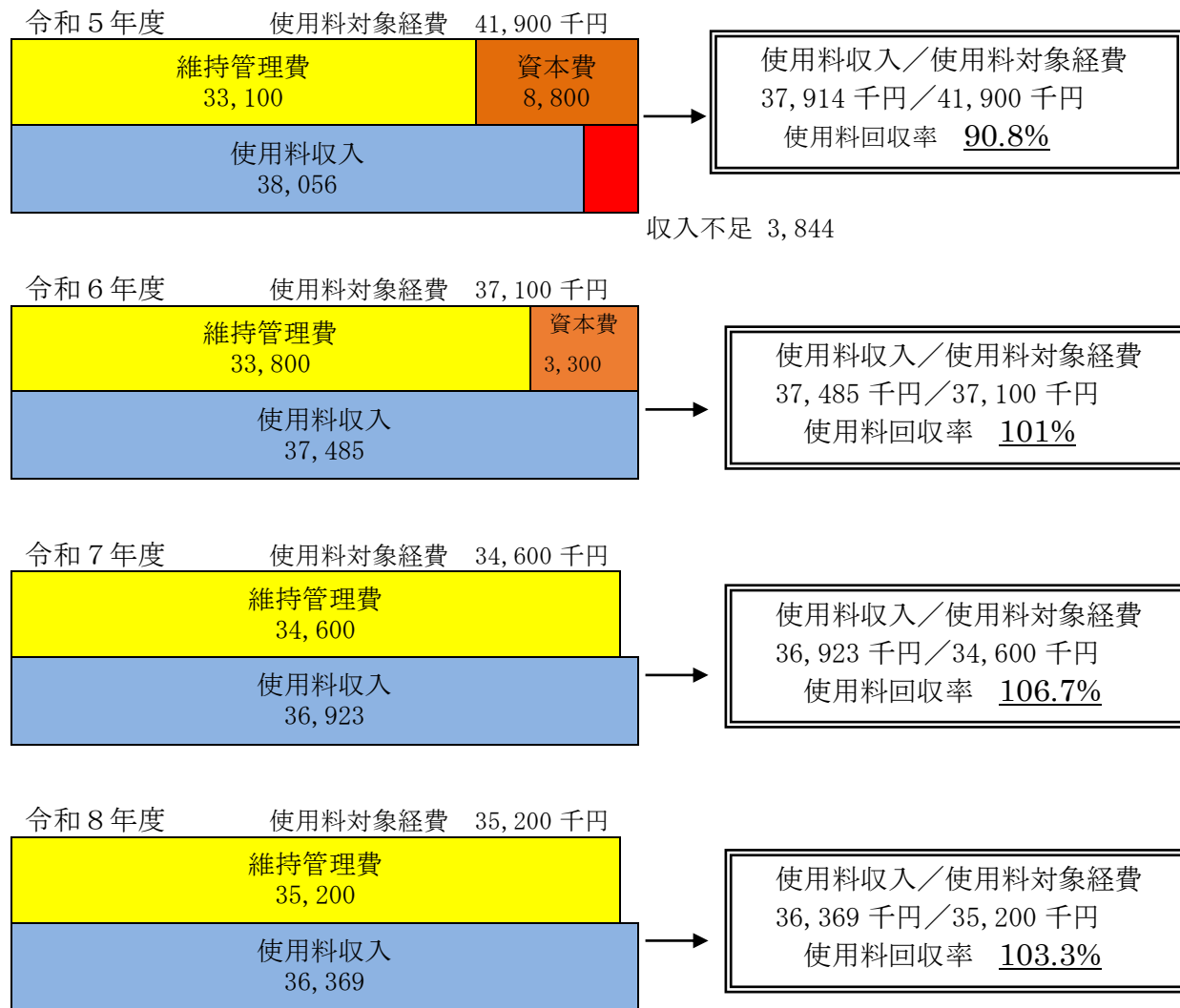
#### (1) 改定率

##### 使用料回収率を2回の改定により100%とする試算

前回（平成30年度）の審議会で、前回と今回の2回で15%の改定をすることで、令和7年度に使用料回収率を100%にするという試算を行い、前回は7.5%の改定を行いました。その後、使用料等の推移を検証した結果、今回は6.8%の改定により、令和5年度から令和8年度の4年間の平均で100%になると試算いたしました。

改定率を6.8%とした場合の使用料対象経費は【参考2-3】のとおりです。

**【参考 2-3】 使用料対象経費回収状況（令和 5 年度～8 年度 改定率 6.8%見込）**



使用料改定案による試算結果

今回、平均改定率 6.8% の改定を行うことで、今後 4 年間の使用料回収率を平均 100% にすることができる。

2) 改定時期

令和 5 年 4 月 1 日施行

## 【参考 2-4】改定案単価表

(税別)

区分	現行料金	改定案料金	備 考
基本料金	2,219	2,369	
世帯員割	739	789	事務所等の従業員を含む
業務料金	1,479	1,579	店舗面積により加算する
その他の料金	440	469	学校・保育園等

## 【参考 2-5】改定案改定率

	改定前 平均使用料	改定案 平均使用料	改定率
平 均	4,461.4 円	4,764.7 円	6.8%

## 【参考 2-6】一般世帯における使用料改定率一覧 (税別)

世帯 員数	現行料金	改定案	差額	改定率
0	2,219	2,369	150	6.8%
1	2,958	3,158	200	6.8%
2	3,697	3,947	250	6.8%
3	4,436	4,736	300	6.8%
4	5,175	5,525	350	6.8%
5	5,914	6,314	400	6.8%
6	6,653	7,103	450	6.8%
7	7,392	7,892	500	6.8%
8	8,131	8,681	550	6.8%
9	8,870	9,470	600	6.8%
10	9,609	10,259	650	6.8%
11	10,348	11,048	700	6.8%

【参考 2-7】農集条例別表第 3（東陽、泉）に対する改定案前後表

(税別)

区 分		基本 料金	世帯 員割	業 務 料 金	算 定 方 式	
一般住宅		2,219 円 ↓ 2,369 円	739 円 ↓ 789 円	—	2,369 円 + (789 円 × 世帯人員)	
寮・アパート			739 円 ↓ 789 円	—	2,369 円 × 室数 + (789 円 × 世帯人員)	
事 業 所	スーパー 食堂 理容店 旅館 その他		739 円 ↓ 789 円	店舗面積等が 300 m <sup>2</sup> 以下のとき 1,479 円→1,579 円とする 300 m <sup>2</sup> を超えるものについては、 100 m <sup>2</sup> 増す毎に 1,479 円→1,579 円 加算するものとする。	—	基本料金 + (家族及び従業員 × 789 円) + 業務料金 (家族が別棟の場合は、家族員を除く) (従業員は当該認可地区内人員を除く)
	病院及び 診療所		739 円 ↓ 789 円	—	基本料金 + {家族及び従業員 + (病床数 + 0.7)} × 789 円 + 業務料金 (家族が別棟の場合は、家族員を除く)	
学校・保育園			440 円 ↓ 469 円	—	基本料金 + (児童生徒数 × 1/5 + 職員数) × 469 円	
集会所			0 円	—	1ヶ所につき 2,369 円	
公衆便所			739 円 ↓ 789 円	—	基本料金 + (施設の計画人口 × 789 円)	
そ の 他 (東 陽)	東陽支所 定住セン ター 菜摘館 保健セン ター スポーツ センター 石匠館	2,219 円 ↓ 2,369 円	739 円 ↓ 789 円	—	基本料金 + (施設の計画人口 × 789 円)	
	その他 (泉)	2,219 円 ↓ 2,369 円	739 円 ↓ 789 円	店舗面積等が 300 m <sup>2</sup> 以下のとき 1,479 円→1,579 円とする。 300 m <sup>2</sup> を超えるものについては、 100 m <sup>2</sup> 増す毎に 1,479 円→1,579 円 加算するものとする。	基本料金 + (家族及び従業員 × 789 円) + 業務料金 (家族が別棟の場合は、家族員を除く) (従業員は当該認可地区内人員を除く)	

